

第1回 函館市自治基本条例策定検討委員会要旨

日 時 平成19年9月5日(水) 18:30~20:30

場 所 市役所本庁舎 8階 大会議室

1 開 会

2 総務部長挨拶

3 委員紹介

4 庁内プロジェクトチームおよび事務局等紹介

5 委員長等の選出

委員長に横山委員，職務代理者に大江委員を決定した。

6 自治基本条例の概略について

《横山委員長から説明》

A 地方自治体を取りまく環境の変化

1 地方財政の悪化

- 地方財政計画規模の縮小と地方交付税の削減，借金返済費（公債費）の重圧・貯金（財政調整基金など）の取り崩し -

現在，市町村合併が行われ1,820の市町村になった。すべての市町村で財政が悪くなっているわけではないが，多くの自治体で財政が悪化している。背景にあるのは，2001年度以降，地方財政計画の規模がどんどん縮小しており，それに伴って地方交付税が減ってきている。交付税に依存した自治体の財政が悪化，不交付団体との地域間格差が生じてきた。

もう一方で，借金返済費が増えてきた。これは，90年代に国が地域総合整備事業債や景気対策などで地方の公共事業を促進してきたこともあり，これらの借金返済が増えてきた。

地方交付税という収入が減って，借金の返済に追われているという状況であり，サラリーマンで言うと，お父さんの給料が減ったが，住宅ローンはまだ残っている状態である。

そうなった場合，一般家庭もそうだが，大体の自治体はたくさん，とりあえず今まで貯めてきた貯金（基金）を取り崩すことになる。それで，財政調整基金等を取り崩していくというような行動に出る自治体が多くなる。

2 三位一体改革と地方財政

- 国庫支出金の廃止・縮減額は目標を達成したが負の側面が多かった（児童手当は国庫負担3分の2が3分の1になって，縮減額は1,580億円，児童扶養手当は，国庫負担4分の3が3分の1になって，縮減額は，1,800億円），国と地方の役割分担の議論やナショナルミニマムの議論の不足 -

三位一体改革が2004年度から2006年度にかけて行われた。

これは、4兆円の国庫支出金を削減し、3兆円の税源を移譲するというものだが、数字上はほぼその通りとなった。国庫支出金は地方にとって使い勝手が悪い。使い勝手の良い地方税にしたほうがよいという趣旨で、この改革は地方分権的であると言われていた。

実際はどうなったかというところ、国庫支出金の廃止・縮減のうちで縮減が結構多かった。例えば児童手当の国庫支出金について今まで国庫負担が3分の2だったが、これを3分の1に減らしている。それから児童扶養手当は、今まで国庫負担が4分の3だったが3分の1に減らした。合わせて3,380億円削減した。こういうたぐいのものが多かった。

また、義務教育費国庫負担金については、国の負担割合が、それまで2分の1だったが3分の1に減らした。そう考えていくと、意外なほど国庫支出金は廃止されないで縮減になっている。縮減ということは、国の関与はそのまま残っているということであり、地方分権的とは言えない。

私は、義務教育に関しては10割国が負担しても良いと思っている。義務教育費国庫負担金を都道府県に移譲して義務教育が良くなるとは決して思わない。

何を分権するのは、拙速な議論ではなく義務教育だとか福祉だとかは、かなりナショナルミニマムという側面があることから、もう少し慎重な議論をしたうえで、真に必要なものを権限移譲し、同時に税源も移譲することが望ましかった。

しかし、そうはならなかったのが現状であり、国と地方の役割分担の議論やナショナルミニマムの議論が不足し、国庫支出金4兆円削減という目標が先あって、それに数字を合わせていったと感じている。

3 地域間格差の増大

- 財政だけではなく地域経済の動向に注目（民間投資、公共事業、地域経済、地方交付税） -
この間、自治体間の財政格差も大きくなってしまった。この地域間格差の問題は、財政の問題だけではなく地域経済全体で捉えなくてはならない。バブル経済のときも、法人事業税などの税収面でいうと地域間格差は大きくなった。しかし当時は地域間格差の深刻さがそれほど言われなかった。

それはなぜか。今回との違いの一つ目は、民間投資である。バブル経済のときには北海道でも企業誘致が進んだ。企業業績も良かった。

しかし、今回の北海道においては民間投資の動きが鈍い。民間投資が愛知県に代表される特定の地域に固まってしまっている。

もう一つは公共事業である。これも、バブル経済のときは地域総合整備事業債などでどんどん公共投資をした。現在はどうかというと、公共事業費は極端に圧縮されている。さらに道の単独事業費も、激減している。そうすると、公共事業に依存している割合が高い地域経済のところほど大変なことになる。

そして、先ほど言った交付税の削減がある。

民間投資の動きが鈍い。そして公共事業は大幅削減される。交付税は削減される。これが今の地域間格差の実態である。問題は交付税だけではないということであり、道民の意識の中では経済、民間投資ということが強いのではないかと感じている。

4 課題が多い地域間格差是正の3つの政策

- ふるさと納税 法人2税の人口基準での配分 国税（消費税）と地方税（法人2税）の置き換え -

そういう中で、政府は地域間格差是正の3つの政策の議論をしている。ひとつは、ふるさと納

税。ひとつは、法人2税の人口基準での配分。そしてもうひとつは、国税と地方税の置きかえ（国税の消費税の一部を地方消費税にし、そしてかわりに法人事業税などを国税にする）である。

しかし、ふるさと納税というのは手続的に難しい。住所地課税の原則があるが、ふるさと納税を実行したときに、ふるさと自治体が納税通知書を発行する形になるのかどうか、相当面倒くさい手続きが必要になってくる。また、ふるさとに非常に郷愁を抱き、そしてふるさとのことを思っている世代の人達というのは、もう定年を迎えている。昭和30年代の終わりから昭和40年代初めぐらいにかけて、集団就職で東京に出て行った人達がたくさんいるが、その人達の多くはもう60歳を過ぎている。従って、定年退職を迎えて年金暮らしの人も多数いる。中には、住民税非課税という方も大勢いるかと思う。そして、さらに、その子ども達は、東京生まれの東京育ちのため、ふるさと納税なんかしないと思う。そういうことから、あまり意味のないことと考えている。もし、やるとしたら寄付金控除を設ける程度の話だと思うが、寄付金ということになれば一過性のものになり、あまりふるさと納税というのは効果はないと思っている。

次に、法人2税の人口基準での配分だが、これを実施すると東京都は1兆4,000億円くらい減収になる。しかし、人口基準で配分するということは国がプールして人口で割り振りしていくことから、一種の交付金になってしまい、本来の法人2税の性格、税制という面から問題があるのではないかと思う。

あえていえば、国税と地方税の置きかえ。これは、税制の観点からしてみても考えられる策だとは思いますが、そんなに大きな効果は生まれない。

地域間格差是正ということであれば、地方交付税には、もともと財政力格差を是正し財源を補償する機能があるわけなのだから、現実の地方自治体の状況を踏まえて、もう一回きっちり地方交付税を配分することを考えなければならぬと思う。

5 財政健全化法制と地方自治体

今回、注目されるのは財政健全化法ができて2009年から施行する。

現在は、自治体というのは、夕張市だけが財政再建団体で、あとはみんな健全団体とみなされる。

今度の財政健全化法というのは、その中間をつくった。

財政再建団体を財政再生団体と呼ぶことになったり、財政再建団体と健全団体とのあいだに財政健全化が必要な団体というのをつくった。

健全団体と財政再建団体の間に財政健全化が必要な団体、ちょうど、サッカーでいうイエローカードを勧告するという自治体が健全化団体ということになる。

実質公債費比率などの4つの指標をつくり、どれか一つでも該当した場合には財政健全化団体ということになる。この4つの比率が、幾つになると財政健全化団体になるのか、その数値は秋に決まる。

6 増えてきた高質な自治体政策

- 三鷹市の子育て支援センター、武蔵野市の高齢者福祉とムーバス、岡山県の地域包括支援センターの取り組み -

財政以外の面で自治体のいろんな状況が変わってきた。それは、高質な自治体政策が増えてきたということである。かなりレベルの高い自治体政策が行われ始めているということである。

1つだけ紹介する。

三鷹市の子育て支援センターである。これは子育て支援センターの草分け的な存在である。共稼ぎなどで保育所に子どもを預けている母親は、子どもを保育所に預けると、帰りに引き取る

とき、保育士さんと相談などが出来るが、子育ての75%を占める専業主婦の人は、核家族化で、狭いアパートに住んでいる、マンションに住んでいる、そして夫は朝早く会社に行って夜遅く帰ってくる、残業も多い。なかなか公園みたいなのところもあまりない。こういう状況だとマンションの1室での非常に密室的な子育てになってしまうんじゃないか、相談する親もいない、近所の人もいない、そうすると、やっぱり、中には虐待だ、いじめだっていうことも起こってくるんじゃないか、あるいは母親の子育てノイローゼも起こってくるんじゃないか。これを対象にした子育て支援をしないとイケないんじゃないかということで福祉担当者が市長に話を持っていき、市が直営で子育て支援センターをつくったものである。

「ひろば事業」といって、母親と子どもが来て一緒に遊ばせるような場所をつくり、そして同時に子育て相談事業もそこでできるようにした。保育士の方もいつも来ているような母親と子どもの様子が今日は変だとなれば、逆に保育士の方から声を掛けたりする。

ただ、ここで一番大事なのは何かというと、子どもを遊ばせながら相談できるわけだが、保育士に相談しても対応できない相談事例があった場合、得てして自治体は、児童相談所や病院あるいは保健所へ行ってくださいという対応をしがちだが、三鷹では子育て支援センターに児童相談所の職員や病院の先生や看護婦が来てくれる。

若い主婦の人は、市役所の敷居をまたぐのでも大変で、相当な思いをして来る、したがって子育て支援センターで相談できるのは意味がある。

児童相談所や病院に行くのも簡単にいかない、病院の先生や看護師さんあるいは児童相談所の職員が来てくれる、そのような仕組みをつくった。そういうところはほとんど無い。その仕組みを作るのに4~5年かかっている。そこまで行けば市の直営事業として生きてくる。

市役所と民間の連携によって政策効果が高くなった。

7 政策評価、情報公開、住民参加、まちづくり基本条例の取り組みなどの取り組み

そういう中で、政策評価や情報公開が進み、また、まちづくり基本条例などをつくろうとしている自治体もどんどん生まれている。これらが自治体を取り巻く状況である。一方は財政が悪い。しかし一方では高質な自治体政策も行われ始めてきている。

8 少子・高齢社会の到来

- 後期高齢者が前期高齢者を上回る日がまもなくやってくる -

自治体を取り巻く環境で非常に深刻な問題があと10年後に起こる。

2018年、あと10年したら75歳以上(後期高齢者)の人が65歳から74歳までの人(前期高齢者)を上回るのである。これは相当大きな問題である。

介護保険のサービスを受けている人々の多くは75歳以上であり介護問題は今より一層、深刻になる。国も制度を変えなくてはならない。既に介護保険で、「20歳以上で保険料を徴収したらいいじゃないか」という議論をしているが、そんなことをやっても数年しかもたない。少子化が進む中で20歳から39歳まで徴収しても、たかが知れている。私は、消費税を引き上げるしかないと思っている。政治家は、消費税はタブーとなっているがそれではいけない。ともかくそういう消費税という問題を、もっと真剣にこれから考えていかないといけない。

B自治体の政策課題と協働のまちづくり

1 二兎を追わなければならない

- 財政再建と住民サービスを落とさない努力を -

これからの自治体は二兎を追う必要がある、財政再建と住民サービスを落とさないということ

である。この2つを両立させるということを考えていかなければならない。

2 地方自治体の自己努力の必要性

職員数が少し減っても住民サービスを落とさない工夫が必要である。また、本庁職場を中心に仕事の見直しを図る必要がある。

3 歳出の見直しとスクラップアンドビルドの方向性

ビルドのためのスクラップの視点を持たなければならない。

4 狭域自治の重要性

- 地域福祉などの取り組み、住民参加で効果があがるものがある -

これから重要になるのは狭域自治。地域単位の自治、それが町内会あるいは町内会をもっと小さくする単位かもしれない。または連合町内会ぐらいの単位かもしれない。それはいろいろあると思うが、高齢者の状況などの把握は地域の人たちの方がよく知っている。そういう地域福祉などの取り組みなど、住民参加型で効果が上がるものがあると思う。基本は自治体だが、それは恐らく狭い単位の中で諸課題を解決できるものもある。そういうものがこれから必要になる。

5 住民との情報の共有と首長の説明責任

もう一つは、住民と行政との情報の共有である。行政からいうと、広報紙やホームページでも行政の情報を提供していると認識しているかもしれないが、住民は情報が少ないと認識している。そういう意味でこれから情報の共有は、一層重要になってくる。

また、情報を今まではどちらかという行政が一手に握っていて、住民に情報を提供する際には、わかりやすく、客観的な情報をきっちりと提供できていたかという、そうでもない場合もあったのではないか。行政の人にはわかるが、住民にとってはわからないという場合があると思う。従って、優しく、かみ砕いて、客観的な情報をちゃんと住民に出す、住民も自分にとって都合のいい情報だけを手に入れるのではなく、やはり客観的に情報を受けとめる。これが情報の共有である。

それと首長の説明責任。これからの時代、受益者負担の見直しも様々に考えられる。その場合は、首長がきちんと住民に説明することが必要である。

6 住民と行政の新しい関係の構築

- 町内会、ボランティア、NPOなど -

これからのまちづくりは住民と行政との新しい関係を構築することが必要。今まで行政にともかく任せていれば何でも済んだということではない。住民活動の中でできる部分は住民サイドでやりましょうということもこれから必要になってくる。

C 基本条例とは何か

1 自治体のこれまでの施策の成果を踏まえて出てきたのが基本条例

2 個別条例と基本条例との関係は

そこで、基本条例とは何かということだが、よく自治体の憲法とか最高規範といわれる。しかし、基本条例というのは突然あらわれたものではない。自治体のこれまでの施策の成果を踏まえて出てきたのが基本条例である。そして、中にはその施策の中で、例えば環境の条例だとか個別条例をいろいろつくったのではないかと思う。その個別条例があるからこそまちづく基本条例をつくらうという動きがでてきた。

また基本条例をつかったからこそ、あらたな個別条例も生まれるということもある。

3 4つのタイプのまちづくり条例

- 自治基本条例、行政基本条例、住民参加条例、理念条例 -

まちづくり条例には、大まかに言うと4つのタイプがある。自治基本条例、行政基本条例、住民参加条例、理念条例の4つである。

一番まちづくり条例として弱いのは理念条例であり、これは、理念だけを定めたもの。それから、住民参加条例、これは住民参加の手続きを定めた条例である。そういう面でいうと、まちづくり条例として、重みのあるものは自治基本条例と行政基本条例ということになる。この違いは、議会が入るか入らないかの違いである。

私がかかわったのは稚内市と帯広市だが、帯広市はまちづくり基本条例という名称だが議会を入れていない行政基本条例である。稚内市は名称も自治基本条例となっており、議会を入れた自治基本条例である。

これから函館市はどちらを選択するのかという問題があると思うが、自治基本条例が良いという方向性を懇話会の中では提言している。

4 「作文条例」は無意味

- 大切な条例の策定過程、どのような条例にしていくのか

条例を制定する際、重要なことは、作文条例は無意味だということである。これは何かというと、実は自治基本条例というのは全国でたくさんできており、文章がすごく立派な条例が多数ある。市民検討委員会を設置しなくても、全国の基本条例を全部調べて文章のいいところだけを取れば職員2人いれば出来てしまう。しかし、それでは意味がない。

策定過程が大事である。市民が参加して検討委員会で議論し、それから、市民の検討委員だけでは少ないので、ワークショップも実施する、フォーラムも実施する。市役所内部でもしっかりとした議論をやっていただく、そして市民検討委員会とキャッチボールをする。こういうことがないと、立派な文章の基本条例をつくっても意味がないし、市民に根付いた条例にはならない。策定過程が非常に大切になるということである。

帯広市では、行政基本条例だが、議論は1年かけて18回ぐらいやった。非常に真剣な議論が毎回続いた。行政基本条例であっても策定過程がよければ実のある条例であり、立派な文章の自治基本条例でも策定過程がだめなものはだめだと考えている。

5 条例に何を盛り込むのか

- 情報共有、参画・協働、行政運営、市長・議会・市民の役割と責務など、細目の検討（例えば、情報共有の中が情報公開、個人情報保護、情報共有などに分かれる。参画協働の中に住民投票を入れるのかなど） -

条例には何を盛り込むのかということだが、これから検討委員会で議論するが、一般的には情報共有、これがキーワードになる。市民協働や市民参加といったことが必要になるということであれば、行政はそのための情報を分かりやすくかつ客観的に提供する。住民も都合の良い情報を仕入れるのではなく、その情報を客観的に理解する。このことが情報の共有である。

それから参画・協働である。なんでも行政でやるより住民がやるほうがよいものもある。ただし、盛り込み方が結構難しい。

このほかに、行政運営、市長の役割と責務、議会の役割と責務、市民の役割といったようなものが入ってくる。

そして、さらに細目の検討も必要になる。情報共有の中が、情報公開や個人情報保護などに分かれると思うし、参画・協働の中に住民投票を入れるのかどうかとか、そういった議論も必要に

なってくる。

6 策定にあたりワークショップや市民検討委員会を重視する。庁内研究会と行政の側の意欲

7 行政と市民検討委員会等とのキャッチボールを重視

- 行政から様々な情報提供が必要 -

策定にあたっては、市民の検討委員だけでは少ないので、ワークショップや、フォーラムも実施する。また、市民の検討委員会を開催するうえで市役所内部の研究会には、多くの資料提供などもしてもらう形になる。そうした意味でも、市役所内部も意欲が必要になる。そうした中で市民検討委員会とキャッチボールが非常に大切になるということである。

8 議会との関係

議会の関係は、明日議会の議員研修会で講演をするが、議会は、どういう考え方を持っているかは、今後議会のほうとも意見交換しなくてはならない。

9 見直し条項を入れるのか

日本国憲法はもう60年以上経っている。国の憲法はそう簡単に変えられるものではない。しかし、まちづくりの憲法は、自治体を取巻く環境や住民のニーズも変わってくることから、変えられる部分は見直しして変えていくという条項は入れてもいいかと思う。

ニセコ町の最初の条例は議会が入っていない行政基本条例だった。そこには見直し条項をいれていた。その見直し条項により見直しをして現在は、自治基本条例になった。

また、何も行政基本条例、自治基本条例のことだけではなく、ほかにも必要な見直しが出てくると思う。そういう面で見直し条項を入れるのが一番いいのではないかと、函館の場合でも考えている。

10 地域のオリジナルをどのように、どの程度盛り込むべきか

帯広市でも地域オリジナルに苦心した。稚内市でも地域オリジナルについて、相当いろいろ考えた。これは、むしろ、市民検討委員会が開かれたときに私ではなくて函館市民の検討委員の皆さんにしっかりと考えていただきたいと思う。

稚内市では、2つの地域オリジナルを入れた。

1つは子育て支援、それから、もう一つは、「行政は医療の充実に努めます」という文言をまちづくり基本条例の中に入れた。これは、どうしてかということ、稚内市は医者不足で開業医が少ないという切実な思いで、全会一致でこれを入れた。そういう地域オリジナルをどの程度、函館では盛り込むのがいいのか、これは検討委員会で議論したいと思っている。

函館の場合は、市町村合併をしたことから、4町村の思いみたいなものも含めて入れるというのも一つの考えとしてはできるかもしれない。

11 オール函館で考えることが大切

議会が市の行政の施策に対して、賛成したり反対したり、厳しい質問をして、侃々諤々の議論をされるのは良いことだと思う。しかし、まちづくり基本条例についてはオール函館で考えたい。つまり、まちづくりの憲法をつくるものであり、そんなに見解が対立するようなものにはならないようにしていきたい。また、なるような性格のものではないと思う。そういう取りまとめをしていきたいと思っている。

D基本条例を活かそう

1 効果はすぐには現れないが、ジワリジワリと効いてくる

2 まちづくりや市民活動のよりどころにしよう

- 普段は気にかけなくてよいが、何かあった時には基本条例に立ち返ってみよう -

自治基本条例は、個別の具体的なことを規定するわけでないことからすぐに効果はでない。そういう中で、「すぐに成果が上がるもんじゃないんだから、こんなのは後回しで、当面の、例えば水産政策だとか、子育て政策とか、そういうものを優先しろ」というような議論ができるが、そうではなく、これは両方を並行してやる必要がある。

確かに効果はすぐに表れないが、この効果というのは、じわりじわりと効いてくる。じわりじわりと効いてくるということは、やはり、今のうちからつくっておいた方がいいということである。この条例は、まさに、まちづくりや市民活動のよりどころになるものである。

普段はそんなに基本条例ができて気にかけるような性格のものではないと思うが、何かあったときには基本条例に立ち返ることが非常に大切である。

帯広市も、総合計画という項目を規程したが、そこで「市民の公募を増やしてやりましょう」という文言が入っており、市は基本条例に立ち返って、今度、総合計画の策定にあたり、公募の委員を何人、今までより増やしますとか、こういう行動になっていくのだと思う。

ですから、何かあったときには立ち返ってみるとというのが基本条例じゃないかと思う。そういう意味でじわりじわりと効いてくる。もっと言うとまちづくりや市民活動のよりどころ。普段は気に掛けなくてもよいが何かあれば立ち返るというものである。

3 キーは情報共有

- 協働のために必要な情報の共有 -

4 情報を持っている行政の役割は大きい

そして、何よりもキーは情報共有だと思う。まさに、まちづくりを行政も市民も一緒になってやるということから、そのために必要な情報を共有しないといけない。その情報を握っているのは、多くは行政であり、それを市民に、客観的に、かつ、わかりやすく丁寧に情報を提供しなくてはならない。

5 必要な職員の意識改革

- 情報共有と説明責任 -

条例を策定する過程の中で、大きな効果があると見ているのは職員の意識改革ということ。策定を通して情報共有や説明責任。市民に優しく客観的な情報を流しましょうということは今までの行政では理解されていても簡単には実践されていない。そういう面でも職員の意識改革に繋がっていく。だからこそ庁内検討会を重視する。そして何かあれば職員は基本条例に立ち返る。

策定過程でも市民と一緒に策定したからこそ効果がじわりじわり効いてくる。そういう効果を期待している。

6 狭域自治とまちづくり・市民活動

7 条例の制定の効果として期待されるもの

- 一層の施策の成果が期待される、個別条例の整備も期待される -

自治基本条例はこれまでの施策の成果を踏まえて出てきた。それが出来たことによって一層の施策の成果が期待される。従って、基本条例というのは地方分権と絡むものである。今までの自治体の政策を踏まえてできたものがまちづくり基本条例だが、今度、それをつくることによって、また一層の施策の成果が期待されるし、新しい個別条例の創設やこれまでの個別条例の整理も期待される。

《質疑・応答》

(板本委員)

稚内市の自治基本条例では、医療と福祉の充実につとめるとあるが、具体的にどのようなことをしているのか。

(横山委員長)

市立病院の医師は確保しているが、これから開業医の誘致を進めていくと思う。

(敦賀委員)

交付税が減額されるなかで、函館市の今後の財政状況が悪いので、行政改革を進めていかなければならないと市長も言っているようだが委員長はどのように考えるか。

自治基本条例懇話会で行政評価と外部監査について提言があったのか。

(横山委員長)

懇話会では、検討委員会の進め方などについて協議したものであり、行政評価や外部監査については条例に盛り込むかどうかなどについては、これから検討委員会で決めていくことになる。

財政については、今後検討委員会で市の方から説明してもらい質疑応答することを考えている。

(川田委員)

自治体の憲法のようなものを作ろうということだが、個別条例を規制する権限や罰則規定もない。条例としては議会で議決されて正式なものになると思うが、どういう位置づけのものを作ろうとしているのか。何の拘束力もないものをこれだけの人とコストをかけて何を作ろうとしているのかわからない。市民憲章に近いものを作ろうとしているようにしか思えない。

(横山委員長)

市民憲章、宣言、指針、条例や様々な施策などが前提となって総合的なものを規程したのをつくるということがひとつである。地域の問題を入れていくことがひとつ必要なことになる。

議会、市長、職員の責務や役割、さらには市民の役割を形として規定したものは無いので条例という形で規定しようということである。すぐに効果があるわけではないが、この条例が市民の活動や市役所職員の仕事のよりどころになり、新しい施策に反映される可能性が生まれるということであり、使い方しだいである。

したがって、市民検討委員会と行政のキャッチボールやワークショップが必要であり、策定過程が無く文章だけ作るのであれば意味が無い。(行政のキャッチボールやワークショップをしながら)条例をつくっても、はじめは市民の一部しか知らないことになるが、だんだん広がっていくのではないか。数年先を考えることが大事ではないか。すぐに効果の出るものではない。

(板本委員)

市民の意識改革が一番大事だと思うが、もうひとつ大事なものは市議会の関係であり、予算の関係するものは議会で議決を得なければできない、自治基本条例になるか、まちづくり条例になるかもあるが、議員の理解をどれだけ得られるかが重要になるのではないか

(横山委員長)

自治基本条例であっても、議会を束縛したりするものではない、役割や責任は議員に見てもらい自覚して行動してもらいたいと思うが、議会の議論を妨げるものではない。

(板本委員)

市民がやろうとしていることでも、最後に議会が足かせになることもあるのではないか。帯広市が行政基本条例としたというのは、その辺の背景があったのではないか。

(横山委員長)

帯広市の場合は、最初のスタンスとして行政条例から始めましょうということになった。

(板本委員)

議員の中には、選挙で選ばれた議員だから自分が決めるんだという考えをもっている方もいると思うがその辺を意識改革できるか。

7 検討の進め方について

事務局から説明

《質疑・応答》

(若杉委員)

基本条例は、理念を文章化したものと理解している。条例を作ることによって縛るものは何もなくて、これから発展していった規制が生まれることもあるかもしれないが、概念的なものから入っており、絵に描いた餅にしか思えない。行政運営や財政運営についての説明を受けても、条例にうまく反映できるのか懸念する。これだけのメンバーがいれば1週間くらいで大体の内容を決められると思う。もっと詳しい規制などについて議論するものと期待して来た。

(横山委員)

まちづくりの憲法を作ろうとしているわけであり、行政運営や財政運営がどのように行われているのか、総合計画についても知っておく必要があると考えた。

(若杉委員)

条例の実効性がどこまであるのか。

(大江委員)

一般的に評価の高い事例から言うと、総合計画の中身よりも、いつ、だれが、どのように、市民との関係でどのような手続でやるのかといった、手続に焦点をあてながら議論していくべきだ。

具体的な政策については、緊急的なものがあれば、特別に入れることはあるが、函館市がどうなっていくのかは大事なことであり、議論するのはよいが、全部入れようとするとうまくいかなくなるので、抽象化をして手続的なことに絞っていかなければ、市民憲章と変わらないものになる。

事務局には、函館の現状について、あくまで条例を作るうえでこういう現状があるという様にならないと、ただ現状を説明されても拡散してしまうと思う。

(藤澤委員)

福祉と教育についても、説明をお願いしたい。

(横山委員長)

福祉・教育についても入れることとする。

《今後の日程について確認事項》

- ・第2回検討委員会 9月25日
- ・第3回検討委員会 10月9日
- ・第4回検討委員会 10月24日

8 閉会